

秋田市措置入院患者等搬送業務受託事業者募集要項

秋田市では、令和5年度措置入院患者等搬送業務の受託事業者を下記のとおり募集します。

記

1 募集に関する事項

(1) 募集を行う業務

秋田市措置入院患者等搬送業務

(2) 委託期間

令和5年4月1日午前零時から令和6年3月31日午後11時59分まで

(3) 業務内容

仕様書のとおりです。

2 応募要件

事業を円滑かつ安定して実施できる法人又は団体もしくは個人で、次の要件を満たすこととします。

(1) 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に定める一般乗用旅客自動車運送事業の許可証を有していること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

3 スケジュール（予定）

(1) 募集開始

令和5年3月10日（金）

(2) 募集要項等について質問受付（配布開始と同日）

令和5年3月10日（金）から令和5年3月14日（火）まで

(3) 募集要項等について質問回答

令和5年3月16日（木）予定

(4) 応募書類の受付

令和5年3月10日（金）から令和5年3月17日（金）まで

(5) 審査結果の公表

令和5年3月下旬

4 質問および回答

質問については、健康管理課 精神保健・自殺対策担当へのEメール又はFAX

により受け付けます。ただし、質問内容は、募集に関して必要な項目のみとします。

なお、口頭による質問は受け付けいたしませんので、ご了承ください。

※Eメールの件名は、「秋田市措置入院患者等搬送業務受託事業者募集に係る質問」とすること。

(1) 提出書類

「質問票」

(2) 受付期間

令和5年3月14日（火）午後5時15分まで

(3) 提出先

秋田市保健所 健康管理課 精神保健・自殺対策担当

Eメールアドレス ro-hlhm@city.akita.lg.jp

FAX 018-883-1158

(4) 回答方法

令和5年3月16日（木）に健康管理課 精神保健・自殺対策担当ホームページに掲載する予定です。なお、質問の回答は、本要項の追加事項として取り扱うものとします。

5 応募方法

(1) 提出書類

各様式は、健康管理課 精神保健・自殺対策担当ホームページに掲載していますので、応募者においてダウンロードしてください。

(2) 受付期間

令和5年3月10日（金）から令和5年3月17日（金）まで

(3) 提出先

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市保健所 健康管理課 精神保健・自殺対策担当（保健所1階）

(4) 提出方法

提出書類一式を、健康管理課 精神保健・自殺対策担当に持参（土曜日、日曜日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）してください。

6 委託契約候補事業者の選定

応募については、秋田市保健所業者審議部会において応募要件を確認の上、要件を満たした全ての事業者を委託契約候補事業者として選定します。選定に当たっては、必要に応じてヒアリング又は実地調査を行う場合があります。また、選定結果は、応募者に通知します。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 提出書類の提出後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出するものとします。

(4) 提出された申込書等は、秋田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開されることがあります。

(5) 申込書等の提出に関する問合せ先

〒010-0976

秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市保健所健康管理課（保健所1階）

精神保健・自殺対策担当 河田

直通 018-883-1180

FAX 018-883-1158

Eメール ro-hlhm@city.akita.lg.jp

ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1033834.html>